

国際金融都市 OSAKA の取組推進に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）、株式会社三井住友銀行（以下「丙」という。）及びSMBC コンシューマーファイナンス株式会社（以下「丁」という。）とは、相互の信頼関係をもとに、国際金融都市 OSAKA の実現に向けた取組みに関して一層の連携及び協力関係を構築するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁がパートナーとして、密接な連携及び協力を図りながら、それぞれが有する資源を活用して国際金融都市の実現に資する取組みを実施することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁が協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（1）国際金融都市 OSAKA の情報発信に関すること

（2）金融リテラシー教育に関すること

（3）スタートアップの成長支援に関すること

（4）その他国際金融都市の実現に資する取組みに関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める事項を具体的に実施するため、必要な協議を行うものとする。なお、具体的な実施内容については、関与する当事者間の合意の上決定する。

3 甲、乙、丙及び丁は第1項第2号において連携して取り組むことで合意した事項について、丁が甲に対し専門的知識を有する人材を派遣することとし、必要な事項については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲、乙、丙又は丁のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月24日

甲：大阪市中央区大手前2丁目

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙：大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

丙：東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

株式会社三井住友銀行

頭取 CEO 福留 朗裕

丁：東京都江東区豊洲2丁目2番31号

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

代表取締役社長 高橋 照正